

町名・番号	坪 数	文政～天保頃	天保7～11年頃	安政 6 年
鎗木小路 ①	465		火薬調合所	
②	268	(長屋)	斉藤弥一左衛門	斉藤弥一左衛門
③	296	斉藤加右衛門	長屋	(長屋)
④	1,569	大筒組	大筒組長屋(筒場)	(長屋)
⑤	561		夏見又兵衛	斉藤三郎太夫
⑥	276	福原彦右衛門	村井新左衛門	村井孫太夫
⑦	382	日置十膳	富樫兵之丞	伊沢八十郎
⑧	359		植松八郎太夫	野村弥五右衛門
⑨	340	久代藤兵衛	井口郡内	井口郡内(旧但馬家住宅)
⑩	1,510	庄田孫兵衛	植松求馬	植松求馬
⑪	3,869	若林奎佐衛門	若林奎左衛門	若林岩次郎
⑫	759	若林健蔵	若林奎左衛門 拝領地	河原泰蔵(旧河原家住宅)
⑬	695	新達源之進	新達源之進	新達領蔵
⑭	755	木村伝兵衛	木村忠作	岡源次兵衛
⑮	527	服部孫太夫	平野縫殿	吉見治右衛門
⑯	357	植松治郎太夫	桜井領助	出野次郎兵衛
⑰	305	森三郎左衛門	河原喜右衛門	間宮理左衛門
⑱	682	西山矢学	柘植才助	桜井数馬
⑲	447	城武左衛門	窪田貞治	梅村源兵衛
⑳	672	横田松溪	内藤治左衛門	内藤永之助
㉑	317	荒野千右衛門	石嶋衛士左衛門	外山兵衛
㉒	290	依田平内	服部土用太郎	田嶋伝左衛門(旧武居家住宅)
㉓	364	岡新之丞	岡新之丞	若林平右衛門
㉔	517	河内十郎右衛門	岡田徳兵衛	片庭軍蔵
㉕	371	河内十郎右衛門	横山瑞庵	八木新吾
㉖	740	藤平与左衛門	佐藤彦太夫	佐藤彦太夫
㉗	568	柳田連	安並満太郎	石島衛士左衛門
㉘	461	川口平左衛門	恒川十郎兵衛	武藤平左衛門
㉙	556	浅岡团右衛門		医学所

[illegible]

	千石以上	三百石以上 【大屋敷】	百石以上 【中屋敷】	小 知 【小屋敷】
建坪	81坪より 261坪まで	39坪より 63坪まで	27坪より 33坪まで	24坪内外 (長屋の場合) 6間18坪)
門	長屋門又は腕木門 (冠木門屏重門は禁止)	腕木門又は長屋門	腕木門又は木戸門 (長屋門は禁止)	木戸門 (現今の腕木門は構わな いが、修復の際木戸門に)
玄関	2間半 (現今3間ならば許す。 破風作・舞良戸は許す)	2間 (破風作・舞良戸は 元からある分は許す)	2間 (箱段のみ、式台は付けても 良いが、破風作・舞良戸禁止)	箱段のみ (中の口を兼ねる。 式台也可)
長押	可 (書院、座敷、居間、内縁。ただし、 上段の間に金銀貼付禁止)	旧造は可 (座敷、居間、玄関のみ。 新規は禁止)	座敷でも不可	— — — —
畳	近江表へり付 (玄関、書院、座敷、 居間向、内縁) 七嶋表 (内玄関外勝手向) へり無 (台所、廊下向)	近江表へり付 (座敷、居間向) 七嶋表 (玄関外外) へり無 (廊下其外勝手向)	近江表へり付 (座敷) 七嶋表へり無 (玄関、居間)	七嶋表に限る (へり付は玄関、 座敷のみ。 その他へり無)



し、門を設け、土塁と生垣を裏側に菜園等を設け、屋敷になっていました。



旧河原家住宅 (千葉県指定有形文化財)

かわらけ
河原家が鐺木小路に移ってきたのは、天保6年(1835)12月とされています。旧河原家住宅の建築年代は、はっきりしませんが、弘化2年(1845)3月の「河原喜右衛門江屋敷相渡帳」という古文書が知られており、この住宅は弘化2年には存在していたと考えられています。また、建築様式も、構造・部材の風蝕などに古い要素がみられ、佐倉に残されている武家屋敷中では、最も古いものと思われます。

移築復元以前の住宅には、現在の客座敷と玄関の部分がありませんでした。しかし解体調査中に、その存在を示す痕跡が見つかり、古文書等とつきあわせて、失われていた部分を復元しています。

現在旧河原家住宅の室内には当時の調度品などを飾っています。外側から江戸時代の武士の生活を偲んでください。

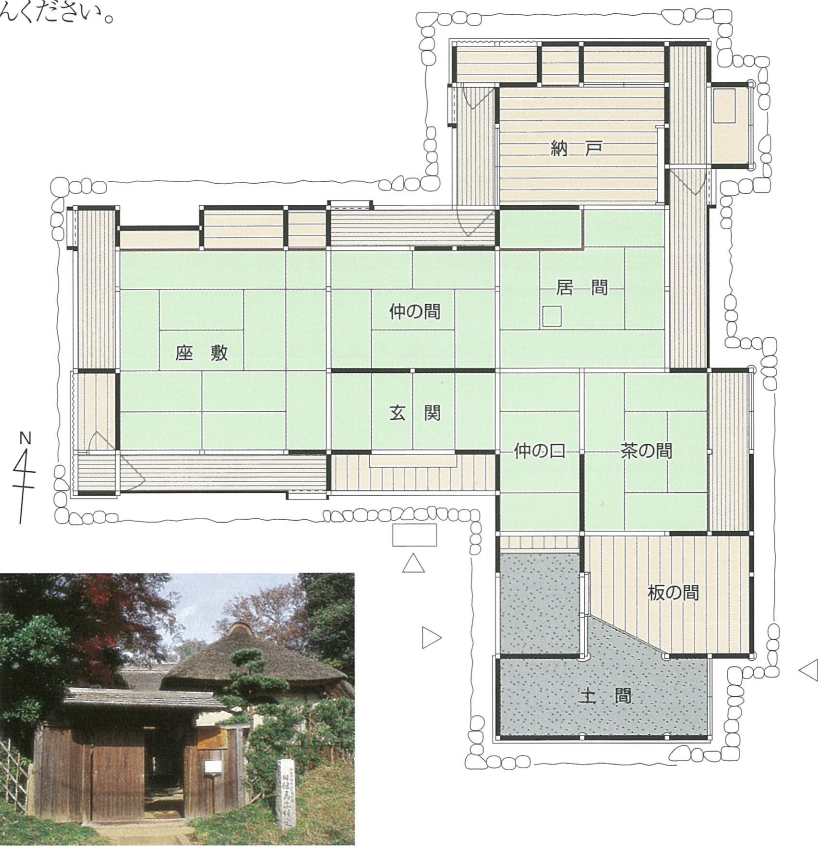


旧但馬家住宅 (佐倉市指定有形文化財)

きゅうたじまけじゅうたく
旧但馬家住宅は、旧所在地に復元整備しています。そのため、建造物だけではなく、屋敷地の形状や植栽に武家屋敷の特徴をよく残しています。この住宅の建築年代は明らかではありませんが、文献や絵図によって、文政4年(1821)から天保8年(1837)の間に建てられたものと推定されています。

初めてこの住宅に入ったのは、誠心流槍術師範であった井口氏であり、明治8年(1875)に岡田氏から但馬氏が購入しています。

旧但馬家住宅は、室内にもあがれます。ごゆっくり建造物・庭の造作をご覧ください。



旧武居家住宅 (国登録有形文化財)

きゅうたけいけじゅうたく
旧武居家住宅は、「天保の御制」と呼ばれる居住の制における百石未満の藩士が住む小屋敷の規定と家屋の規模が一致しています。幕末にこの屋敷に居住していたと考えられる田島伝左衛門は、90石の禄高であり、これも「天保の御制」と一致します。

移築前の旧武居家住宅は、南側に家族の日常の部屋をとり、客座敷を北側にとっていました。これは客座敷に重きを置く江戸時代の武家屋敷では珍しいことです。

旧武居家住宅内には、武家屋敷地から出土した昔の陶磁器や藩士の生活に関する資料などが展示されていますのであわせてご覧ください。

